

個人情報に係る同意書

令和 年 月 日

佐用町長 様

以下に定める条件のとおり、私及び家族は、要介護認定・要支援認定にかかる認定調査内容、介護認定審査会による判定結果及び意見、主治医の同意のある主治医意見書、医療連携シート、ケアマネジメント等の私及び家族の個人情報を、下記の利用目的のため、佐用町（以下「町」という。）及び佐用町地域包括支援センター（以下「包括支援センター」という。）、その他関係機関で情報共有等することに同意します。

あわせて、介護認定更新申請の場合、申請日より 30 日以内に要介護認定等がされないとき、認定有効期間内であれば処理見込期間とその理由の通知（処分延期通知）を省略することに同意します。

※ 主治医意見書は、主治医の同意のあるもので、介護サービス計画又は介護予防サービス計画の作成等のみの情報提供となります。

本人住所	電話番号（	）	—
------	-------	---	---

本人氏名	㊞	生年月日	明・大・昭	年	月	日
------	---	------	-------	---	---	---

家族代表者住所	電話番号（	）	—
---------	-------	---	---

家族代表者氏名	㊞	生年月日	明・大・昭	年	月	日
---------	---	------	-------	---	---	---

◆ 本人による記入が難しい場合は、家族・法定代理人等の代筆も可能です。その場合は、下記に代理記入者の氏名及び本人との関係等を記入してください。

代理記入者

住 所	電話番号
-----	------

氏 名	㊞	本人との関係
-----	---	--------

記

1 利用目的

- (1) 介護サービス計画又は介護予防サービス計画の作成等、介護保険事業の適切な運営及び包括支援センターが行う事業の実施、あるいは本町保健福祉サービス受給のため、町、包括支援センター、居宅介護支援事業所、居宅サービス事業所、介護保険施設、主治医意見書を記載した医師、認定調査に従事した調査員と情報共有等を行うこと

- (2) 介護保険法に関する法令等に基づき行う介護保険サービスの利用者支援を、適切かつ効果的に実施・提供して、介護予防も含めた様々な生活課題を抱える高齢者等を包括的・継続的に支援する地域包括ケアシステムを構築するため、介護保険運営協議会、地域ケア会議、民生委員児童委員協議会、龍野人権擁護委員協議会佐用部会、介護保険事業者連絡会、ケアマネジャー連絡会、高齢者虐待防止ネットワーク委員会等において情報共有等を行うこと
 - (3) 高齢者等の介護予防ケアマネジメントや総合相談支援、権利擁護、在宅医療・介護連携、認知症施策の推進等、高齢者等の心身の健康保持、保健・医療・福祉の向上、生活安定に必要な援助及び支援を包括的に行うため、介護保険運営協議会、地域ケア会議、民生委員児童委員協議会、龍野人権擁護委員協議会佐用部会、介護保険事業者連絡会、ケアマネジャー連絡会、高齢者虐待防止ネットワーク委員会等において情報共有等を行うこと
 - (4) 訪問や声かけ、見守りなど、地域における自立した日常生活の支援を行うことにより、地域の人との絆を深め、高齢者の生きがいや介護予防に繋げるため、自治会や民生委員児童委員、介護支援専門員や事業者及び関係機関等との連絡調整を行うこと
 - (5) 災害対策基本法に基づき、個別避難計画の作成等災害の発生に備えるため、町地域防災計画に定めた方法で避難行動要支援者名簿を作成し、西はりま消防組合佐用消防署、たつの警察署、民生委員・児童委員、佐用町社会福祉協議会、自治会等の避難支援関係者と情報の共有を行うこと
 - (6) 上記各号に関わらず、広域的な搜索、避難及び救助を必要とするなど、緊急を要する場合には、上記各号の関係機関の他に、兵庫県、佐用郡医師会、医療機関、近隣市町村、報道機関、自衛隊、町消防団等の関係機関と情報共有等を行うこと
- ※ 介護保険運営協議会は、地域包括支援センター運営協議会及び地域密着型サービス運営委員会、地域包括ケアシステム推進会議、認知症初期集中支援チーム検討委員会、在宅医療・介護連携推進会議を含む
- ※ 地域ケア会議は、小地域ケア会議・個別ケア会議・入所判定委員会、認知症初期集中支援チーム員会議を含む
- ※ 上記1の(4)の場合には、氏名、住所、連絡先のみの情報共有等とします。

2 使用条件

- (1) 情報提供等を受けた被保険者本人、その家族又はその関係者の個人情報については、個人情報に係る同意書の利用目的以外には使用しない。
- (2) 提供を受けた情報を所持する必要がなくなった場合、利用の必要が無くなった後においても、第三者に漏らさない。委員等退職後であっても同様とする。
- (3) 個人情報を使用した会議の内容や相手方、又は、個人情報を提供した提供内容や相手方などについて経過を記録し、請求があれば開示する。
- (4) 必要がなくなった個人情報については、速やかに削除する。
- (5) 提供を受けた資料に係る漏えい及び改ざんの防止その他の適正な管理のために必要な措置を講じる。

3 誓約書

1の利用目的において、情報共有等を行った会議委員及び関係機関等は「誓約書」に基づき個人情報の取り扱いには十分に注意する。